

発行者情報

【表紙】

【公表書類】

発行者情報

【公表日】

2026年3月31日

【発行者の名称】

OOKABE GLASS株式会社
(OOKABE GLASS CO., LTD.)

【代表者の役職氏名】

代表取締役 大壁 勝洋

【本店の所在の場所】

福井県福井市米松二丁目24番8号

【電話番号】

0776-54-4557 (代表)

【事務連絡者氏名】

執行役員 総務部長 酒井 佳世子

【担当 J-Adviser の名称】

Jトラストグローバル証券株式会社

【担当 J-Adviser の代表者の役職氏名】

代表取締役社長 矢田 耕一

【担当 J-Adviser の本店の所在の場所】

東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号

【担当 J-Adviser の財務状況が公表される
ウェブサイトのアドレス】

<https://www.jtg-sec.co.jp/hs/financial.htm>

【電話番号】

03-4560-0200 (代表)

【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market
なお、振替機関の名称及び住所は、以下のとおりです。
名称: 株式会社証券保管振替機構
住所: 東京都中央区日本橋兜町7番1号

【公表されるホームページのアドレス】

OOKABE GLASS株式会社
<https://ookabe-glass.co.jp/>
株式会社東京証券取引所
<https://www.jpx.co.jp/>

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Market は、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Market の上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部 第3 4 【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。

2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第 21 条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第 27 条の 34 において準用する法第 22 条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。

3. TOKYO PRO Market における取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Market においては、J-Adviser が重要な役割を担います。TOKYO PRO Market の上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動する J-Adviser を選任する必要があります。J-Adviser の役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられる TOKYO PRO Market の諸規則に留意する必要があります。

4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部【企業情報】

第1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第 21 期	第 22 期	第 23 期
決算年月		2023 年 12 月	2024 年 12 月	2025 年 12 月
売上高	(千円)	1,275,860	1,328,049	1,373,721
経常利益	(千円)	146,364	134,027	112,907
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	93,303	86,349	72,804
包括利益	(千円)	100,917	91,452	77,457
純資産額	(千円)	710,839	802,292	879,749
総資産額	(千円)	1,199,692	1,250,335	1,293,358
1株当たり純資産額	(円)	299.65	338.21	370.86
1株当たり配当額	(円)	—	—	—
1株当たり当期純利益	(円)	39.33	36.40	30.69
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	59.2	64.2	68.0
自己資本利益率	(%)	14.1	11.4	8.7
株価収益率	(倍)	10.93	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	121,820	94,107	71,074
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△1,311	△20,709	△122,425
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△86,301	△25,675	△24,940
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	535,089	583,172	506,853
従業員数	(名)	51	53	53

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たりの配当額及び配当性向については、配当を行っていないため記載しておりません。

3. 第22期及び第23期の株価収益率については、当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇用者数については、従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

2 【沿革】

年 月	沿 革
2003年 8月	福井県坂井郡丸岡町(現・福井県坂井市)にガラス工事業を目的として大壁商事株式会社(現・当社)を設立
2005年 4月	福井県鯖江市にコールセンター(現・カスタマーセンター)を設置
2005年 11月	ガラス板販売サイト「オーダーガラス板.com」を開設・運営開始し、EC事業(現・ECサイト開発運営事業)に参入
2006年 4月	福井県福井市米松に本社・コールセンター(現・カスタマーセンター)を移転・集約、配送センターを設置
2013年 4月	本社隣接地に新社屋増設
2017年 1月	オーカベガラスホールディングス株式会社(現・当社)に商号変更
2018年 6月	当社グループのプラットフォーム制作を行うべく、福井県福井市に当社代表取締役による100%出資の個人会社としてOOKABE Creations株式会社を設立
2019年 12月	当社の商号をOOKABE GLASS株式会社に変更
2021年 3月	OOKABE Creations株式会社株式の100%を株式交換にて当社が取得(現・連結子会社)
2022年 7月	当社グループが培ってきたプラットフォームの外部顧客への提供を促進するべく、OOKABE Creations株式会社が80%出資して福井県福井市に株式会社FPECを設立(現・連結子会社)
2023年 6月	東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場

3【事業の内容】

当社グループ(当社及び当社の子会社)は、当社、連結子会社(OOKABE Creations株式会社及び株式会社FPEC)の計3社で構成されております。当社グループの特徴は、主にガラス・鏡のネットオーダーサービスを運営し、それが板ガラスネット販売実績国内最大級であること(株式会社日本マーケティングリサーチ機構の調査による。)の他、自社グループ内でのプラットフォーム制作に経営資源を重点的に投入してオーダーシステム及びバックエンドシステムに日々改良を重ねることで迅速な顧客対応を可能とし、品揃えの充実や対応の迅速性を求める顧客ニーズに着実に応えてきたことにあります。

また、上記の当社グループの独自で制作してきたプラットフォームは、ガラス・鏡のECサイト開発運営サービスだけでなく他の建材その他の分野のネットオーダー販売でも活用可能であるため、外部顧客に対して当該プラットフォームの販売を開始しております。

なお、当社グループはECサイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別にて記載しております。

1. EC 運営事業部門(当社)

当事業部門では、当社が、ECサイトにてガラス・鏡を中心としたオーダー建材等の紹介・販売を行っております。当社は、2005年以降約20年間にわたり、主にガラス・鏡を中心に個人法人を問わず顧客に対してオーダー販売を行ってまいりました。今では、板ガラスネットオーダーサービス実績国内最大級の「オーダーガラス板.com」を主力サイトとして、用途・ニーズ別に専門サイト(2026年3月31日現在で6サイト)を展開しております。当社は、10,000点以上の品揃えの中から、顧客の用途に合わせた「希望サイズ」にカット・加工されたガラスを販売しておりますが、10,000点以上の品揃えを可能としている要因は、当社が特定のガラスメーカー系列の販売会社ではなく独立系であることで、複数のガラスメーカーの製品の取り扱いが可能となっていることにあります。

また、カスタマーサクセス部では、いわゆるコールセンター業務(問合せ対応、提案、見積り、配送手配その他接客)を担っており、1日300件以上の電話やメールに、専門の自社オペレーターが迅速に対応しております。オペレーターは単に注文を受けるだけでなく、その顧客との対話から顧客ニーズを聞き出すことで、よりその顧客にとって適切な商品の提案等を行って顧客満足の向上を図っております。

なお、当部門は2026年3月6日付で「オーダーサービス運営部門」に改称しました。2026年12月期からは部門名を変更して記載します。

2. EC サイト開発事業部門(OOKABE Creations株式会社)

当事業部門では、OOKABE Creations株式会社がEC運営事業のためのシステム開発を行っております。現状、当社グループにおける外部売上上の9割以上はEC運営事業部門(当社)によるものでありますが、その競争力の源泉は当事業部門(OOKABE Creations株式会社)を当社グループ内に内製化していることにあります。自社オペレーターの要望を受けてOOKABE Creations株式会社の技術者が当社サイトやバックエンドシステムの改良を日々行うことで、自社オペレーターが行わなければならない見積り等の作業を効率的に迅速に行うことが可能となっており、その迅速な対応にニーズのある顧客からの注文に繋がっております。

なお、当部門は2026年3月6日付で「オーダーサービス開発部門」に改称しました。2026年12月期からは部門名を変更して記載します。

3. ブランド戦略事業部門(当社)

当事業部門では、当社が、当社グループにおけるブランディング戦略の立案、広報活動、採用活動、地域貢献活動を一括して担っており、一部サービスは株式会社FPECに運営委託を行っております。EC運営事業部門がガラスのニーズがある顧客に対してサービスを提供するのに対し、当事業部門は潜在顧客の発掘や、企業価値の向上を通じた中長期的な成長基盤の構築を目的としています。また、オーダーサービスという変化の速い事業環境において、ブランド戦略に基づいた迅速な組織改編や人材配置、規程整備を行うため、戦略機能と管理機能(総務)を密接に連携させております。

具体的には、以下の3つの軸を中心に活動を展開し、企業価値の向上に努めております。

(1) デジタルマーケティングとSNS運用

InstagramやX等のSNSを戦略的に運用し、ガラス・鏡の施工事例やDIYノウハウを視覚的に発信しております。これにより、潜在顧客への直接的なアプローチを可能にし、EC運営事業部門が展開する各ECサイトへの集客導線を構築しております。

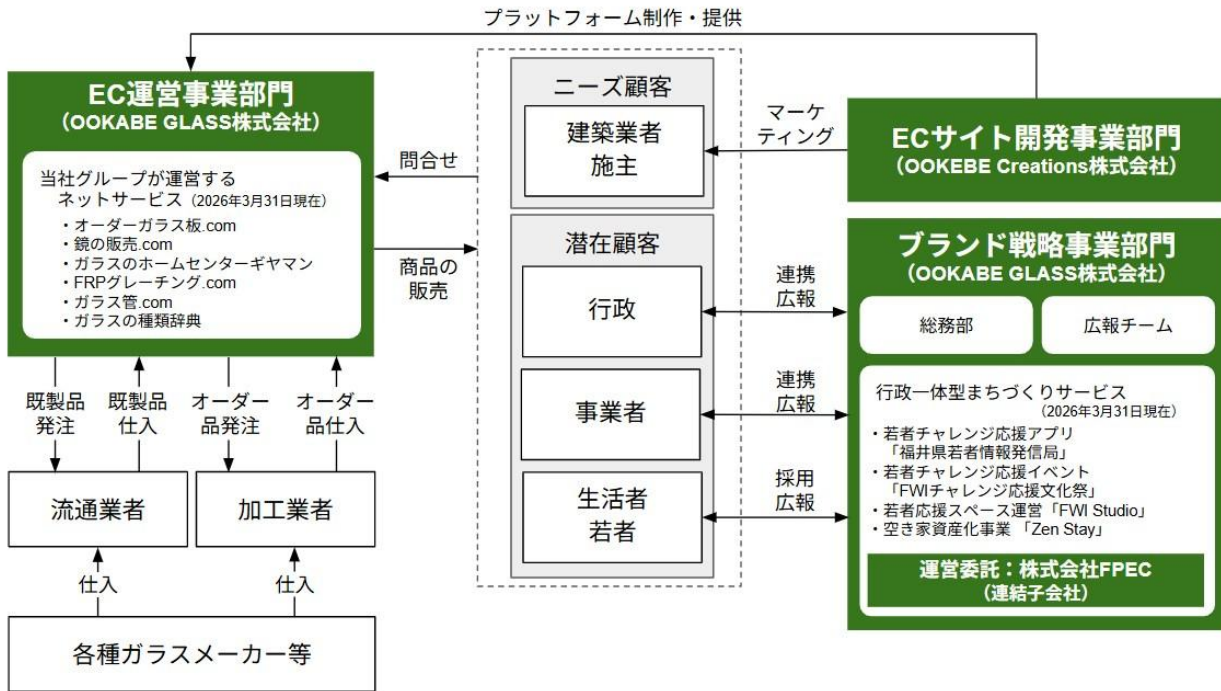
(2) 若者応援による採用力強化(運営を株式会社FPECに委託)

福井県若者情報発信局(FWI)アプリなど、地域の若者を支援する取り組みを福井県と一体となり運営しております。これらの活動を通じて、地域社会における当社の存在価値を高めるとともに、採用ブランディングを強化することで、持続的な事業拡大に不可欠な優秀な若手人材の確保に繋がっております。

(3) 社会課題解決への参画(運営を株式会社FPECに委託)

福井県内の空き家課題及び空き家改修を通じた窓の断熱化推進など、環境負荷低減に資する取り組みを行っております。空き家を資産化する民泊サービス(Zen Stay)をブランド化し、自社の高断熱ガラス等の活用事例や無人運営システムをモデルケースとして提示することで、SDGs への対応を明確にするとともに、顧客および取引先からの共感と支持を獲得しております。

[事業系統図]



当社グループの EC サイト一覧 (2025 年 12 月 31 日現在)

サイト名	内容
オーダーガラス板.com	【建築・インテリア・工業製品用ガラスのサイズオーダー販売サイト】 インターネットのガラス板の切り売りサイト。お好きなガラスをお好きなサイズでカットして販売し、加工や施工手配も行っています。
鏡の販売.com	【サイズオーダー鏡・規格サイズ鏡のサイズオーダー販売サイト】 大型ミラー、マジックミラーなどの鏡を、お好きなサイズまたは規格サイズで販売し、加工や施工手配も行っています。
ガラスのホームセンター「ギヤマン」	【ガラス・鏡専門の工具・金物の販売サイト】 ガラスや鏡を取り扱う際に必要な 150 種類以上の専門の工具や金物を全国配送。設計・施工業者向けの販売サイトです。
ガラス管.com	【ガラス管・アクリルパイプのサイズオーダー販売サイト】 ガラス管を加工販売する専門サイト。工芸品や建築素材、理化学用などのガラス管を購入いただけます。オーダーサイズ・各種加工にも対応しています。
ガラスの種類辞典	【ガラスの総合百科事典】 ガラスの種類を網羅した専門辞典。一般的なガラスから特殊ガラスまで、世の中にあるガラスの特徴や性質・仕様がわかります。
FRP グレーチング.com	【FRP グレーチングのサイズオーダー販売サイト】 「軽い・錆びない・腐食しない」FRP グレーチングの専門サイト。専門のオペレーターが、注文から施工の方法まで幅広くサポートします。

4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) OOKABE Creations 株式会社(注)1	福井県福井市	5,000	EC サイトの開発	100.0	WEB マーケティング業務の委託 役員の兼任、設備の賃貸借
株式会社FPEC (注)1	福井県福井市	1,000	行政一体型ま ちづくりサービ スの運営	80.0 (80.0)	まちづくり業務の委託 役員の兼任、資金援助、設備の 賃貸借

(注)1. 特定子会社であります。

2. 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。
3. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合です。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

事業部門の名称	従業員数(名)
EC 運営事業部門	30
EC サイト開発事業部門	15
ブランド戦略事業部門(全社(共通))	8
合計	53

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 当社グループはEC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(2) 発行者の状況

2025年12月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
38	31.7	6.9	3,703

事業部門の名称	従業員数(名)
EC 運営事業部門	30
ブランド戦略事業部門	8
合計	38

(注)1. 従業員数は就業人員数であります。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別の従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

労働組合は結成されておませんが、労使関係は円満に推移しております。

第3【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度における我が国経済は、実質賃金のプラス圏浮上による個人消費の底堅さや、インバウンド需要の継続的な拡大を背景に、緩やかな回復が続きました。一方で、日米の金融政策の乖離に伴う為替相場の変動や、輸入エネルギー価格の高止まりによる物価上昇が、依然として家計や企業収益を圧迫いたしました。また、深刻化する人手不足や、長期化する地政学的リスクの増大により、景気の先行きは依然として予断を許さない状況で推移いたしました。

住宅市場においては、歴史的な低金利政策の転換に伴う住宅ローン金利の上昇圧力が、顧客の購買心理に慎重な姿勢をもたらし、新築住宅の着工戸数は弱含みで推移いたしました。このような環境下、リノベーション市場では、政府の「住宅省エネ 2025 キャンペーン」をはじめとする強力な支援策が奏功し、住まいの ZEH(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)化を目指す断熱改修や、高効率給湯器への更新需要が顕著となりました。資産価値の維持と光熱費低減を両立させる「性能向上リフォーム」へのシフトが、市場の牽引役となりました。

このような環境のもと、広告配信への AI 導入やオーダーサービスサイトの改善により費用対効果を最適化した他、大型商品の拡充により売上が伸びました。顧客対応におきましては、AI を活用した対応フィードバックや独自の教育教材の整備により、スキルの均一化と育成期間の短縮を図りました。また、顧客からの指摘を基にした運用改善を徹底し、クレームの抑制と満足度向上に努めております。さらに、まちづくり事業におきましては、福井県と連携したチャレンジ応援事業に取り組んだほか、空き家利活用のための民泊「Zen Stay」が本格運用を開始し、収益の安定化が進むなど、地域課題の解決と新たな事業機会の創出に注力いたしました。

これらの結果、当連結会計年度の売上高は 1,373 百万円(前連結会計年度比 3.4%増)、営業利益は 107 百万円(同 17.3%減)、経常利益は 112 百万円(同 15.8%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は 72 百万円(同 15.7%減)となりました。

また、当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載は行っていません。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」といいます。)の残高は、前連結会計年度と比べ 76 百万円減少し、506 百万円となりました。当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は以下のとおりです。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果獲得した資金は 71 百万円(前連結会計年度は 94 百万円の獲得)となりました。これは主に税金等調整前当期純利益 113 百万円の計上と法人税等の支払額 43 百万円によるものです。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は 122 百万円(前連結会計年度は 20 百万円の使用)となりました。これは主に貸付けによる支出 100 百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は 24 百万円(前連結会計年度は 25 百万円の使用)となりました。これは主に長期借入金の返済による支出 14 百万円によるものです。

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループは生産活動を行っていないため、該当事項はありません。

(2) 仕入実績

当連結会計年度における仕入実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	仕入高(千円)	前年同期比(%)
EC 運営事業部門	496,611	104.4
合計	496,611	104.4

(注) 金額は、仕入価格によっております。

(3) 受注実績

当社グループは受注から商品引渡までの期間が短いため、受注状況に関する記載を省略しております。

(4) 販売実績

当連結会計年度における販売実績を示すと、次のとおりであります。なお、当社グループは EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

事業部門の名称	販売高(千円)	前年同期比(%)
EC 運営事業部門	1,349,187	105.5
EC サイト開発事業部門	6,330	40.4
ブランド戦略事業部門	18,204	55.1
合計	1,373,721	103.4

(注)1. 事業部門間の内部取引については相殺消去しております。

2. 主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合については総販売実績の 10%以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3【対処すべき課題】

当社グループを取り巻く環境は、外部環境による仕入価格の上昇の先行きが見通せない状況において、建材の価格高騰及び納期の長期化によって、建築分野における消費の落ち込みが見込まれます。このような状況において、今後の事業拡大のため、当社グループが対処すべき課題は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 事業戦略

当社グループが運営しているガラス・鏡に限らず EC 事業者にとって、常に魅力的な商品やサービスを低コストで届けることのできる仕組みやマーケティングプラットフォームを構築することは、競合他社との競争の中でその EC 事業者が顧客から選ばれる要素となるため、極めて重要であると考えております。このような考えから、当社グループは自社グループ内でのプラットフォーム制作に経営資源を重点的に投入し、顧客に選んでいただける EC システムの構築に努めてまいりました。この結果が、当社グループの特徴・強みとなり、当社グループのガラス・鏡のネットオーダーサービス販売の売上拡大に繋がっていると判断しております。

EC 運営事業部門(当社)においても引き続き業績拡大を図ってまいります。上記のとおり EC サイト開発事業部門(OO KABE Creations株式会社)によるプラットフォームの高度化に加え、ブランド戦略事業部門(当社)による戦略的な顧客開発を推進してまいります。これら「運営・開発・戦略」の3部門が三位一体となり、デジタルとリアルの両面から顧客接点を創出・深化させることで、当社グループの競争力をより強固なものとし、持続的な企業価値の向上に邁進してまいります。

(2) 人材の確保及び育成

当社グループにとって最大の資産は、当社グループの保有する技術・経験・ノウハウを継承・発展させてゆく「人」であり、継続的に企業価値を向上していくためにもエンジニアを始めとした優秀な人材を安定的に確保していくことは極めて重要であると考えております。経営資源である人材を十分かつ適時に確保するために、採用力を強化して獲得に向けて積極的に活動するとともに、生成 AI をはじめとする最新テクノロジーを積極的に導入し、定型業務の自動化や意思決定の迅速化による生産性向上を推進しております。これにより、従業員がより付加価値の高い創造的な業務に従事できる環境を整備してまいります。

あわせて、労働環境の向上や福利厚生の実施、定期的な社内研修の実施等、人材育成のための研修・教育制度の充実に努めてまいります。特に、AI スキルをはじめとするデジタルリテラシー教育を強化することで、テクノロジーを使いこなす、自律的に業務改善を行える次世代型人材の育成に注力してまいります。

(3) 内部統制、リスク管理体制の整備・強化及びコンプライアンスの徹底

継続的な業容拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断に反映させていくことは重要であると考えております。

また、上場会社としての社会的責任を積極的かつ十分に果たしてゆくためには、当社グループを取り巻く様々なリスクを把握・管理・対応するとともに、法令遵守(コンプライアンス)体制の更なる充実・強化が最重要事項の一つであると認識しております。

当社グループは、各種法令・規則・社会倫理の遵守をより確実に実践するために、取締役会、戦略会議(経営会議)の機能強化と、社内の徹底した情報共有化のための施策・各種研修等に継続的に取り組んでまいります。

これらにより、福井の地の上場会社として、福井の地にて更なる事業拡大を果たし、福井の地にて更なる雇用を創出する等、当社グループの社会的使命を常に意識して地域社会の発展に寄与してまいります。

(4) 事業拡大に伴い増大する資金の調達力の強化

当社グループが安定して成長していくために、資金調達力の強化は不可欠であります。現在調達は、主に銀行借入等の間接金融を中心に行っておりますが、今後は直接金融も含めた資金調達力の強化を更に図り、より安定した財務基盤の維持構築に努めてまいります。

4【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関してリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、将来において発生する可能性があるすべてのリスクを網羅するものではありません。

(1) 業界及び景気動向の変動による影響

当社グループは、インターネットを介して注文を受け、ガラス等資材を仕入れ、加工処理後エンドユーザーに販売を実施しております。これらの仕入資材の価格は、国内及び世界的な需給の状況や投機等の動向に影響を受けることから、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

また、現在においてガラスEC市場はニッチ市場であり、当社グループではプラットフォーム制作を重視し、魅力あるサービスサイトの構築に努めてきたこともあって先行者としてのある程度の地位は確保されていると判断しております。しかしながら、大手ガラスメーカーの参入等により、ガラスネットオーダーマーケット業界の環境が大きく変動することとなった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 技術革新による影響

当社グループが事業を展開するEC業界は、技術の変化やそれに対するクライアント企業のニーズの変化、競合の新サービス・AI技術の展開などにより日々変化しております。当社グループは、ECマーケティングノウハウや、ガラスオーダーサービス事業市場のパイオニアとしての蓄積された経験、EC事業者の中でも高い社内エンジニア比率を確保して、常に業界の一步先をゆくクライアントニーズに寄り添ったビジネスモデルを意識して、プラットフォームの制作及びECサービスの運営を行ってまいりました。このことが、当社グループの強みとなっていると認識しております。

しかしながら、イノベーションの進展などにより、当社グループのエンジニアが技術的に対応できなくなる事態が発生した場合、当社グループの業界における先行者としての地位が失われ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 資金調達

当社グループは、財政状態の健全性や経営の安全性に配慮しつつ、手元資金とのバランスを考えながら借入額や借入時期を調整しております。それら借入金の使途は、主に商品開発、人材採用並びに事業運営に係る設備投資になります。

しかしながら、市場金利が上昇する局面や、当社の調達金利が上昇した場合には、支払利息が増加し、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、資金調達に際しては、特定の金融機関に依存することなく、資金使途に応じて金融機関に融資を打診しておりますが、何らかの要因により当社グループが必要とする資金調達に制約を受けた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 人材の確保及び育成

当社グループの事業遂行においては、より柔軟で有能な人材を確保・育成・定着させることが重要な戦略の一つであると考えており、日々の研鑽を通して、IT人材の育成に取り組んでおります。また、地域からの採用・人材の確保は、地域の活性化に寄与するものと考えており、積極的に採用活動を行っております。

しかしながら、内部における人材育成・教育並びに外部からの人材採用が想定どおりに進まないことなどによる人的リソースの不足がある場合、当社グループの利益計画の進捗に影響を与え、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムダウンに関するリスク

当社グループの事業は、コンピューターシステムを結ぶ通信ネットワークに全面的に依存しており、自然災害や事故等によって通信ネットワークが切断された場合には、当社グループの事業及び業績は深刻な影響を受けます。当社グループのコンピューターシステムは、適切なセキュリティ手段を講じて外部からの不正アクセスを回避するよう努めておりますが、不正アクセス等による情報漏洩等が生じた場合やコンピューターウィルスやハッカーの侵入等によりシステム障害が生じた場合には、当社グループの信用の失墜により、当社グループの事業運営並びに経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) コンプライアンス体制及びリスク管理体制

当社グループは、事業の推進並びに拡大に対して、コンプライアンス体制が有効かつ適切に機能することが重要であると認識しております。そのためコンプライアンスに関しては、毎週水曜日開催の戦戦会議(経営会議)において継続的に周知徹底

を行うとともに、社内規程・規則を策定して運用を図っております。

しかしながら、故意あるいは想定できない重大なコンプライアンス違反やリスクインシデントが発生した場合、当社グループの社会的信用が低下し、当社グループの事業、企業価値及び業績に影響を与える可能性があります。

(7) 知的財産に関するリスク

当社グループが、第三者の知的財産権を侵害する可能性につきましては、特許事務所と密な連絡体制をとることにより、調査可能な範囲で対応を行っております。しかしながら、十分と思われる調査をもってしても、当社グループが意図せず第三者の知的財産権を侵害してしまう可能性を完全に排除することは困難です。この場合、損害賠償請求や知財ロイヤリティ料金の支払等により当社グループの事業、企業価値及び業績に影響を与える可能性があります。

また、当社グループの知的財産権に対する第三者による侵害に対しては、同種サービス・事業の継続的な調査・把握を行っております。しかしながら徹底した調査をもってしても、当社知的財産権に対する第三者による侵害を完全に予防することは困難です。この場合、知的財産権の保護が損なわれることにより当社グループの事業、企業価値及び業績に影響を与える可能性があります。

(8) 自然災害リスク

予測不可能かつ突発的な、大規模な地震・台風等の自然災害、事故、戦争などにより、当社グループの事業所並びに従業員の自宅を始めとして社会インフラが壊滅的な損害を被る可能性があります。このような自然災害に備え、本社機能の分散、強固なビルへの入居、従業員安否確認の連絡フロー整備、データのクラウド上での保存、食料等の備蓄等の準備及び注意喚起、各種保険への加入を行っておりますが、想定を著しく超える範囲での損害の場合は、当社グループの事業活動が制限され、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。また、当社グループが被災しない場合でも顧客企業や外部パートナー企業（外注業者、仕入先（流通業者及び加工業者））並びに各種ガラスメーカー等の被災により、間接的に損害・損失を被る可能性もあります。

(9) 個人情報に関するリスク

当社グループは事業を通じて取得した個人情報を所有しております。個人情報の管理は厳重に行っており、「個人情報の保護に関する法律」の規定に則って作成した個人情報保護規程に沿って管理し、グループ全体として個人情報の保護に取り組んでおります。しかしながら、故意、過失もしくはサイバー攻撃などにより個人情報が漏洩した場合や、個人情報の収集過程で問題が生じた場合、当社グループへの損害賠償請求や社会的信用の失墜、業務停止などの損害が発生し、当社グループの経営成績等に影響を及ぼす可能性があります。

(10) J-Adviser との契約に関するリスクについて

当社は、Jトラストグローバル証券株式会社を担当 J-Adviser として同社と担当 J-Adviser 契約（以下「当該契約」という。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Market における当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当 J-Adviser を確保できない場合、当社株式は TOKYO PRO Market から上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下のとおりです。なお、当連結会計年度末現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

<J-Adviser 契約解除に関する条項>

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、Jトラストグローバル証券株式会社（以下「乙」という。）は J-Adviser 契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合（上場後 3 年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。）において、1年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間をいう。以下本号において同じ。また「2年以内」も同様。）に債務超過の状態でなくならなかったとき。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（以下「産活法」という。）第 2 条第 25 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産活法第 49 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）、産業競争力強化法第 2 条第 16 項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生（当該手続が実施された場合における産業競争力強化法第 52 条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。）又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合（乙が適当と認める場合に限る。）には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかったとき。

なお、乙が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、甲が審査対象事業年度に係る決算（上場会社が連結財務諸表

を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次の(a)及び(b)に定める書面に基づき行うものとする。

(a) 次のイからハまでに掲げる場合の区分に従い、当該イからハまでに定める書面

- イ 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面
- ロ 産競法第2条第16項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第52条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合 当該再建計画が、当該手続にしたがって成立したものであることを証する書面
- ハ 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合 当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

(b) 本号但し書に規定する1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となった場合

③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合(甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合 甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日
- b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合 甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日(事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日)
- c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合(当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。) 甲から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、甲が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること
 - (a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合 当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること
 - (b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合 当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること
- b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること
 - (a) TOKYO PRO Market に上場する有価証券の全部を消却するものでないこと
 - (b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容
- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと

⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合(甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合)又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

- a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として

次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前(休業日を除外する。)の日

(a) TOKYO PRO Market の上場株券等

(b) 特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Market に上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会(普通出資者総会を含む。)の決議についての書面による報告を受けた日(当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議(委員会設置会社にあつては、執行役の決定を含む。))についての書面による報告を受けた日)

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合(本条第3号bの規定の適用を受ける場合を除く。))は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類するもの(i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、iの2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為)で定める行為(以下本号において「吸収合併等」という。)を行った場合に、甲が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により甲の支配株主(甲の親会社又は甲の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者)が異動した場合(当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む)において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

⑧ 発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する特定証券情報、発行者情報又は有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

⑨ 虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a. 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b. 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨(天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。)が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

甲が重大な法令違反又は特例に関する重大な違反を行った場合

⑪ 株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合又は委託しないこととなることが事実となった場合

⑫ 株式の譲渡制限

甲がTOKYO PRO Market に上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合

⑬ 完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合

⑭ 指定振替機関における取扱い

甲が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合

⑮ 株主の権利の不当な制限

甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使又は割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策(以下「ライツプラン」という。)のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入(実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てておく場合を除く。)

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることができないものの導入

c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定(持株会社である甲の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する

旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。)

- d TOKYO PRO Market に上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定
- e TOKYO PRO Market に上場している株券より議決権の多い株式(取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が TOKYO PRO Market に上場している株券より低い株式をいう。)の発行に係る決議又は決定
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定

⑯全部取得

甲が TOKYO PRO Market に上場している株券に係る株式の全部を取得する場合

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が TOKYO PRO Market の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙若しくは東証が上場廃止を適当と認めた場合

<J-Adviser 契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ①甲又は乙が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間(特段の事情のない限り 1 カ月とする。)を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかったときは本契約を解除することができる。
- ②前項の定めに関わらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、甲又は乙から相手方に対し、1カ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
- ③本契約を解除する場合、特段の事情の無い限り、乙は予め本契約を解除する旨を東証に通知する。

5 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

6 【研究開発活動】

当社グループが属するガラス業界では、2050年カーボンニュートラルの実現に向けた研究及び商品開発が拡大しております。

このような環境の変化において、当社グループでは顧客ニーズに対応したサービス提供を行っていくために、断熱製品の性能実験を通じた新商品開発を進めております。

当連結会計年度における研究開発費の金額は、EC運営事業部門における2,323千円であります。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計上の見積りを必要とします。経営者はこれらの見積りについて過去の実績や現状等を総合的に勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

(2) 財政状態の分析

当連結会計年度末の財政状態につきましては、次のとおりです。

(資産の部)

当連結会計年度末における総資産は、前連結会計年度末に比べ43百万円増加し、1,293百万円となりました。これは、主に長期貸付金の増加によるものであります。

(負債の部)

当連結会計年度末における負債合計は、前連結会計年度末に比べ34百万円減少し、413百万円となりました。これは、主に未払金及び長期借入金の減少によるものであります。

(純資産の部)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べ77百万円増加し、879百万円となりました。これは、主に利益剰余金の増加によるものであります。

(3) 経営成績の分析

「1【業績等の概要】(1)業績」をご参照ください。

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因

「4【事業等のリスク】」をご参照ください。

(5) キャッシュ・フローの状況の分析

「1【業績等の概要】(2)キャッシュ・フローの状況」をご参照ください。

第4【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物	土地 (面積㎡)	機械装置	車両 運搬具	その他		合計
本社 (福井県福井市)	EC 運営 事業部門	本社 機能	0	—	—	—	300	300	8
アトリエ (福井県福井市)	EC 運営 事業部門	倉庫 機能	541	— (—)	—	—	74	616	6
ゲストハウス (福井県福井市)	ブランド戦略 事業部門	マーケ ティング 拠点	21,063	9,900 (116.09)	—	—	—	30,963	—
コンシェルジュ センター (福井県福井市)	EC 運営 事業部門	事業所	731	— (—)	—	—	0	731	24
無人店舗 (福井県福井市)	EC 運営 事業部門	マーケ ティング 拠点	285	— (—)	487	—	—	773	—
賃貸用不動産 (福井県福井市)	EC 運営 事業部門	駐車場	—	205,308 (640.50)	—	—	1,881	207,190	—
東京出張所 (東京都港区)	EC 運営 事業部門	営業所	—	— (—)	—	—	43	43	—

(注) 1. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

(2) 国内子会社

2025年12月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	事業部門の 名称	設備の 内容	帳簿価額(千円)					従業員数 (名)
				建物 及び構築物	土地 (面積㎡)	車両 運搬具	その他	合計	
OOKABE Creations 株式会社	本社 (福井県 福井市)	EC サイト 開発事業部門	事業所	—	25,770 (295.73)	15,824	0	41,595	15
OOKABE Creations 株式会社	東京 出張所 (東京都 港区)	EC サイト 開発事業部門	営業所	59,826	15,580 (62.96)	—	—	75,407	—

(注) 1. 当社グループは、EC サイト開発運営事業の単一セグメントであるため、事業部門別に記載しております。

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5【発行者の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	当連結会計年度末現在発行数(株) (2025年12月31日)	公表日現在発行数(株) (2026年3月31日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	権利の内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株です。
計	9,488,800	7,116,600	2,372,200	2,372,200	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数(株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額(千円)	資本金残高(千円)	資本準備金増減額(千円)	資本準備金残高(千円)
2022年12月29日 (注)	2,348,478	2,372,200	—	10,000	—	105,904

(注) 当社は、2022年12月29日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

(6)【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							計	単元未満株式の状況(株)
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	1	—	—	2	3	—
所有株式数(単元)	—	—	—	12,001	—	—	11,721	23,722	—
所有株式数の割合(%)	—	—	—	50.59	—	—	49.41	100	—

(7) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名または名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式の総数に対する 所有株式数の割合(%)
スリー・バイ・スリー合同会社	福井県福井市米松二丁目24番8号	1,200,100	50.59
大壁 勝洋	福井県坂井市	1,042,200	43.93
伊井 敏幸	福井県福井市	129,900	5.48
計		2,372,200	100.00

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 2,372,200	23,722	権利内容に何ら限定のない当社株式であり、単元株式数は100株です。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	2,372,200	—	—
総株主の議決権	—	23,722	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を経営上の重要施策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本としております。これらの剰余金の配当の決定機関は株主総会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

4【株価の推移】

(1)【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第21期	第22期	第23期
決算年月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
最高(円)	430	—	—
最低(円)	430	—	—

(注)1. 最高・最低株価は、東京証券取引所(TOKYO PRO Market)におけるものであります。

2. 当社株式は、2023年6月27日に東京証券取引所 TOKYO PRO Market に上場しております。それ以前の株価について該当事項はありません。

(2)【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年7月	2025年8月	2025年9月	2025年10月	2025年11月	2025年12月
最高(円)	—	—	—	—	—	—
最低(円)	—	—	—	—	—	—

(注) 2025年7月から2025年12月については、売買実績はありません。

5【役員の状況】

男性3名、女性1名(役員のうち女性の比率 25%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	大壁勝洋	1967年10月1日	1987年4月 株式会社赤坂 入社 1990年8月 株式会社大壁商事 入社 2003年8月 大壁商事株式会社(現・OOKABE GLASS株式会社)設立 代表取締役就任 2018年6月 OOKABE Creations株式会社 代表取締役(現任) 2022年7月 株式会社FPEC 代表取締役(現任)	(注)1	(注)3	1,054,201 (注)5
取締役	—	伊井敏幸	1976年12月12日	1997年4月 東立通信工業株式会社入社 2005年4月 山壁産業株式会社入社 2006年4月 大壁商事株式会社(現・OOKABE GLASS株式会社)入社 2011年3月 当社取締役就任 2012年11月 当社取締役営業部長就任 2020年1月 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	129,900
取締役	—	橋本理奈	1986年12月4日	2009年4月 リコージャパン株式会社入社 2010年10月 株式会社ヤマサ製麺入社 2018年8月 オーカベガラスホールディングス株式会社(現・OOKABE GLASS株式会社)入社 2021年3月 当社執行役員就任 2022年7月 株式会社FPEC取締役就任(現任) 2023年3月 当社取締役就任(現任)	(注)1	(注)3	—
監査役	—	寺尾忠佳 (注)4	1986年9月6日	2009年4月 株式会社三井住友銀行入行 2012年2月 新日本有限責任監査法人(現EY 新日本有限責任監査法人)入所 2019年7月 寺尾忠佳公認会計士事務所所長(現任) 2022年7月 寺尾忠佳税理士事務所所長(現任) 2023年3月 当社監査役就任(現任)	(注)2	(注)3	—
計							1,184,101

(注)1. 取締役の大壁勝洋、伊井敏幸、橋本理奈の3名の任期は、2026年3月30日開催の定時株主総会の時から2027年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

2. 監査役の寺尾忠佳の任期は、2023年3月31日開催の定時株主総会の時から2026年12月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

3. 2025年12月期における役員報酬の総額については、「6【コーポレート・ガバナンスの状況等】(1)【コーポレート・ガバナンスの状況】⑥ 役員報酬の内容」に記載のとおりであります。

4. 寺尾忠佳は社外監査役であります。

5. 大壁勝洋が持分を有するスリー・バイ・スリー合同会社が保有する当社株式数のうち、同氏持分の株式数を加えて記載しております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、公正かつ効率的な経営に取り組むにあたり、コーポレート・ガバナンスが重要な課題であると認識しております。そのため、経営の意思決定の内容及び過程を明確にし、経営の健全性の確保と透明性を高めてまいります。

②会社の機関の内容及びコーポレート・ガバナンス体制について

(取締役会)

当社の取締役会は、3名の取締役で構成されております。

取締役会の運営は、取締役会規程に定められており、原則として月1回開催の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、法令及び定款に定められた専決事項のほか、経営に関する重要な事項や非経常的な事項を、適時適切に承認・報告・決議し、善管注意義務及び忠実義務の履行に努めております。

(監査役)

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

(戦戦会議)

当社の経営会議「戦戦会議」は、代表取締役、取締役及び各部署長にて週1回開催しており、経営方針、営業戦略、リスク・コンプライアンス及び新規事業開発などの経営重要事項を決定しております。

(内部監査)

当社の内部監査は、代表取締役の直轄業務として、内部監査室(兼任1名)を中心に被監査部門からの独立性を確保しながら、リスクコントロールに適合したクロス監査を実施しております。

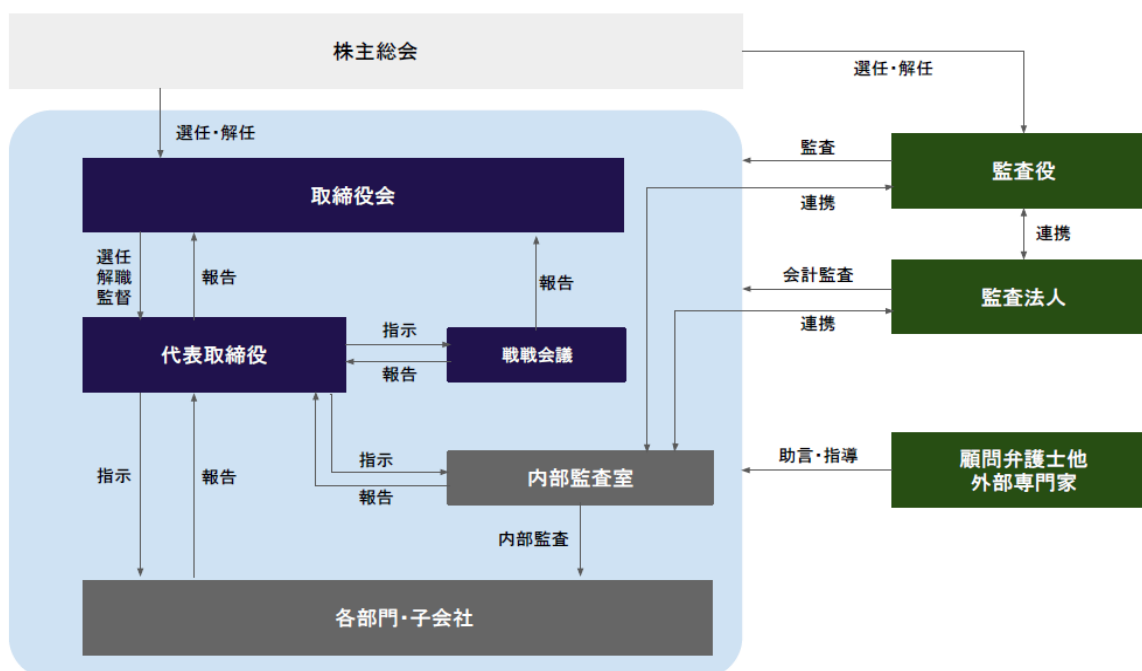
(会計監査)

当社は監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2025年12月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、杉江明俊氏の2名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士3名、その他2名であります。なお当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(監査役監査、内部監査及び会計監査の連携状況)

監査役、内部監査室長、監査法人は、相互に連携して、三者間で定期的に会合を開催し、課題・改善事項等の共有を図っており、効率的かつ効果的な監査を実施するように努めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は、次のとおりです。



③内部統制システムの整備の状況について

当社は、内部統制システム構築の基本方針について、次のとおり定めております。

(内部統制システムの構築の基本方針)

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役は取締役会及び経営会議(戦戦会議)の場で、他の取締役の業務執行につき報告を受け、相互の業務執行について、法令及び定款に適合しているかを監督します。
- (2) 取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業職務を執行します。
- (3) 取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用します。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当業務を執行します。
- (4) リスク・コンプライアンス規程を定め、リスク・コンプライアンス体制を整備、強化し、定期的に研修等を行い、全役職員へのコンプライアンス意識の浸透を図ります。
- (5) 不正行為、違法行為等に関して使用人が直接報告、相談できる内部通報窓口を設置します。
通報窓口責任者が法令又は定款に違反する恐れがあると判断した場合には、速やかに監査役に報告します。
- (6) 反社会的勢力による不当要求に対し組織全体として毅然とした態度で対応し、反社会的勢力とは取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備します。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 株主総会、取締役会の議事録、経営会議(戦戦会議)等の重要な情報については、法令及び文書管理規程・稟議規程等の関連規程に従い、適切に記録し、文書保存期間一覧表に定められた期間保存します。
- (2) 関連規程は、必要に応じて適時見直し等の改善を行います。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理担当役員は、リスク・コンプライアンス規程に基づき、常時リスク管理体制の構築、改善、運用及び各部門・関連子会社への啓蒙、指導を行います。
- (2) 各部門・事業子会社の長は、リスク・コンプライアンス規程に定めるリスクが発生した場合、速やかにリスク管理担当役員に報告し、リスク管理担当役員は、報告を受けた内容を取締役会及び監査役へ報告します。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、定時取締役会を原則として毎月1回開催するとともに、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催します。経営方針に関わる重要事項については、事前に社長、その他必要な取締役が十分な審議を行った上で、取締役会に諮るものとします。
- (2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程に定めるところにより、取締役会が任命する代行者の指揮のもと行います。

5. 当社及び当社子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、関係会社の管理は、管理管掌役員が統括し、職務執行の報告等を受け、必要に応じて取締役会への上程及び報告を行います。

6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役が監査役職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合には、人員を設置します。
- (2) 当該従業員の選任、解任、異動等には、監査役の同意を要するものとします。
- (3) 当該従業員は、監査役が指定する補助すべき期間中は、監査役の指示に従い職務を遂行し、取締役の指示命令を受けません。

7. 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制、並びに当該報告をしたものが当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 当社及び当社子会社の取締役及び使用人は、会社に重大な損害を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、役員による法令違反又は不正行為を発見したとき、その他監査役が報告すべきものと定めた事項が生じたときは、監査役に報告します。前記に関わらず監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができます。
- (2) 当社は、監査役へ報告を行った役員及び使用人に対し、そのことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役員及び使用人に周知徹底します。

8. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

9. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、取締役会等、重要な会議に出席して、業務執行状況を把握するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関す

る重要文書を開覧し、必要に応じて、取締役又は使用人に説明を求めることができます。また、監査法人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、業務執行及び財務上の問題点につき協議します。

④ 社外役員の状況について

当社は社外監査役を1名選任しております。これら社外役員は、経営に対する監督または監査機能を担っております。

社外監査役寺尾忠佳氏は、当社監査役就任前に当社と会計コンサル契約を締結していたことがありますが、現在当該契約は解消しており、当連結会計年度において取引はありません。当社と同氏の間にはこれ以外の人的関係、資金的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

なお、当社は、社外役員の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立的な経営監督または監査機能が十分に発揮されるよう、経験、取引関係等を考慮した上で、選任を行っております。

⑤ リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部門が情報の一元化を行っております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制をとっております。

⑥ 役員報酬の内容

イ. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の人数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数(人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役(社外取締役を除く。)	31,320	31,320	—	—	3
社外取締役	450	450	—	—	1
社外監査役	2,475	2,475	—	—	2

ロ. 役員の報酬額又はその算定方法の決定に関する方針

株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役の報酬は取締役会で、監査役の報酬は監査役の協議にて決定しております。

⑦ 支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引が発生する場合には、当該取引条件を一般の取引条件と同等の条件に照らし合わせて決定し、かつ、公正で適切な取引関係の維持に努めることにより、少数株主の利益を害することのないように対応いたします。関連当事者取引については、取引の際に取締役会の承認を必要といたします。このような運用を行うことで、関連当事者取引を取締役会において適時把握し、少数株主の利益を損なう取引を排除する体制を構築しております。

⑧ 取締役及び監査役の定数

当社の取締役は7名以内、監査役は4名以内とする旨を定款で定めております。

⑨ 取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。

⑩ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第 309 条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

⑪ 自己株式の取得

当社は、会社法第 165 条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

⑫ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び社外監査役との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、同法425条1項に定める最低責任限度額の範囲内で当社に対して損害賠償責任を負う趣旨の責任限定契約を締結しております。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区 分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (千円)	非監査業務に基づく報酬 (千円)
発行者	10,000	—
連結子会社	—	—
計	10,000	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

第6【経理の状況】

1. 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 51 年大蔵省令第 28 号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第 116 条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2. 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025 年 1 月 1 日から 2025 年 12 月 31 日まで)の連結財務諸表について、監査法人コスモスによる監査を受けております。

1 【連結財務諸表等】
 (1) 【連結財務諸表】
 ① 【連結貸借対照表】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	528,247	451,813
売掛金	82,543	84,656
商品	30,532	24,156
預け金	59,725	59,841
その他	22,275	22,023
貸倒引当金	△435	△750
流動資産合計	722,889	641,739
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	87,736	82,448
土地	※2 256,559	※2 256,559
その他(純額)	3,317	18,613
有形固定資産合計	※1 347,613	※1 357,621
投資その他の資産		
投資有価証券	67,124	77,588
長期貸付金	8,361	107,479
長期前払費用	52,562	56,255
保険積立金	27,790	27,949
繰延税金資産	1,429	1,930
その他	22,563	22,793
投資その他の資産合計	179,832	293,996
固定資産合計	527,445	651,618
資産合計	1,250,335	1,293,358

(単位:千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	43,628	43,736
1年内償還予定の社債	10,000	5,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 14,940	※2 14,940
未払金	47,175	33,915
未払法人税等	19,444	22,418
未払消費税等	12,884	11,106
その他	※3 57,056	※3 57,570
流動負債合計	205,129	188,687
固定負債		
社債	5,000	—
長期借入金	※2 225,134	※2 210,194
退職給付に係る負債	8,455	10,025
繰延税金負債	4,324	4,702
固定負債合計	242,913	224,921
負債合計	448,043	413,608
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	105,904	105,904
利益剰余金	669,346	742,150
株主資本合計	785,250	858,054
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	17,041	21,694
その他の包括利益累計額合計	17,041	21,694
純資産合計	802,292	879,749
負債純資産合計	1,250,335	1,293,358

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 2024年 1月 1日 至 2024年 12月 31日)		(自 2025年 1月 1日 至 2025年 12月 31日)	
売上高	※1	1,328,049	※1	1,373,721
売上原価		469,086		502,988
売上総利益		858,962		870,733
販売費及び一般管理費	※2 ※3	729,378	※2 ※3	763,524
営業利益		129,584		107,208
営業外収益				
受取利息		749		2,081
受取配当金		419		422
為替差益		361		—
助成金収入		3,420		2,820
ポイント還元収入		—		1,939
その他		1,008		610
営業外収益合計		5,959		7,874
営業外費用				
支払利息		1,516		2,017
その他		—		159
営業外費用合計		1,516		2,176
経常利益		134,027		112,907
特別利益				
固定資産売却益		—	※5	421
特別利益合計		—		421
特別損失				
固定資産除却損	※4	0	※4	0
特別損失合計		0		0
税金等調整前当期純利益		134,027		113,329
法人税、住民税及び事業税		46,916		43,544
法人税等調整額		761		△3,019
法人税等合計		47,677		40,524
当期純利益		86,349		72,804
親会社株主に帰属する当期純利益		86,349		72,804

【連結包括利益計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
当期純利益	86,349	72,804
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	5,103	4,652
その他の包括利益合計	※ 5,103	※ 4,652
包括利益	91,452	77,457
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	91,452	77,457
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	10,000	105,904	582,996	698,900	11,938	11,938	710,839
当期変動額							
親会社株主に 帰属する 当期純利益	—	—	86,349	86,349	—	—	86,349
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	5,103	5,103	5,103
当期変動額合計	—	—	86,349	86,349	5,103	5,103	91,452
当期末残高	10,000	105,904	669,346	785,250	17,041	17,041	802,292

当連結会計年度(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

(単位:千円)

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計	
当期首残高	10,000	105,904	669,346	785,250	17,041	17,041	802,292
当期変動額							
親会社株主に 帰属する 当期純利益	—	—	72,804	72,804	—	—	72,804
株主資本以外 の項目の当期 変動額 (純額)	—	—	—	—	4,652	4,652	4,652
当期変動額合計	—	—	72,804	72,804	4,652	4,652	77,457
当期末残高	10,000	105,904	742,150	858,054	21,694	21,694	879,749

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	134,027	113,329
減価償却費	6,428	6,841
為替差損益(△は益)	△361	28
貸倒引当金の増減(△は減少)	△119	314
退職給付に係る負債の増減額(△は減少)	1,050	1,570
助成金収入	△3,420	△2,820
受取利息及び受取配当金	△1,169	△2,504
支払利息	1,516	2,017
売上債権の増減額(△は増加)	20,549	△2,112
棚卸資産の増減額(△は増加)	△6,524	6,376
仕入債務の増減額(△は減少)	△900	107
未払金の増減額(△は減少)	9,275	△13,259
未払消費税等の増減額(△は減少)	△2,207	△1,777
その他の増減額	△7,748	2,975
小計	150,395	111,087
利息及び配当金の受取額	1,038	2,386
利息の支払額	△1,486	△2,017
助成金の受取額	3,420	2,820
法人税等の支払額	△59,259	△43,201
営業活動によるキャッシュ・フロー	94,107	71,074
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	△14,986	△19,221
有形固定資産の売却による収入	—	2,792
保険積立金の積立による支出	△3,995	△3,995
投資有価証券の取得による支出	△2,909	△2,914
貸付けによる支出	—	△100,000
その他の増減額	1,181	912
投資活動によるキャッシュ・フロー	△20,709	△122,425
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入金の返済による支出	△14,940	△14,940
社債の償還による支出	△10,000	△10,000
リース債務の返済による支出	△735	—
財務活動によるキャッシュ・フロー	△25,675	△24,940
現金及び現金同等物に係る換算差額	361	△28
現金及び現金同等物の増減額(△は減少)	48,083	△76,319
現金及び現金同等物の期首残高	535,089	583,172
現金及び現金同等物の期末残高	※ 583,172	※ 506,853

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数

・2社

連結子会社の名称

・OOKABE Creations株式会社

・株式会社FPEC

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しています。)

②商品

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しています。)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、建物及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しています。

なお、主な耐用年数は以下の通りです。

・建物及び構築物 10～45年

・その他 4～15年

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

当社及び連結子会社は、内規に基づく当連結会計年度末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主要な事業部門の業務としてEC運営事業部門、ECサイト開発事業部門及びブランド戦略事業部門にて業務を行っており、これらの事業部門の業務から生じる収益に関する主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点(収益を認識する通常の時点)は以下のとおりであります。

・EC運営事業部門

EC運営事業部門は、ガラス・建材商品の販売を行っております。これらは顧客に対する商品の販売であり、商品を納入することを履行義務としており、商品を納品した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・ECサイト開発事業部門

ECサイト開発事業部門は、顧客に対して建築分野のWEBマーケティングサービスを提供しております。これらのサービスについては、顧客との間に締結した役務提供契約に基づきサービスを顧客に提供することを履行義務として

おり、役務提供が完了した時点で履行義務が充足されるため、当該時点で収益を認識しております。

・ブランド戦略事業部門

ブランド戦略事業部門は、宿泊施設等の運営およびこれに付帯するサービスの提供を行っております。これらは、宿泊客に対して契約期間にわたり宿泊役務を提供する履行義務を負っており、宿泊期間に応じて(役務の提供期間にわたり)履行義務が充足されるため、当該期間の経過に基づき収益を認識しております。また、その他提供するサービスについては、契約に基づく役務提供の進捗または完了に合わせて収益を認識しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(繰延税金資産の回収可能性)

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産	1,429千円	1,930千円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

予算及び中期経営計画により見積もられた将来の課税所得に基づき、繰延税金資産を計上しており、予算及び中期経営計画は、一定の仮定を置いて策定しております。課税所得が生じる時期及び金額は、将来の不確実な経済状況の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
 - ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年12月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

前連結会計年度において、「投資その他の資産」の「その他」に含めていた「長期貸付金」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「投資その他の資産」の「その他」に表示していた 8,361 千円は、「長期貸付金」として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	84,141 千円	77,266 千円

※2 担保に提供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
土地	205,308 千円	205,308 千円
計	205,308 千円	205,308

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
1年内返済予定の長期借入金	9,996 千円	9,996 千円
長期借入金	167,513 千円	157,517 千円
計	177,509 千円	167,513 千円

※3 その他のうち、契約負債の金額は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
契約負債	31,253 千円	32,710 千円

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項(収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
退職給付費用	1,860 千円	1,878 千円
貸倒引当金繰入額	497	1,112
広告宣伝費	136,508	146,005
給与手当	169,886	183,519

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	280 千円	2,323 千円

※4 固定資産除却損の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
その他	0 千円	0 千円
計	0 千円	0 千円

※5 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
車両運搬具	— 千円	421 千円
計	— 千円	421 千円

(連結包括利益計算書関係)

※その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	7,260 千円	7,549 千円
組替調整額	—	—
税効果調整前	7,260	7,549
税効果額	△2,157	△2,897
その他有価証券評価差額金	5,103	4,652
その他の包括利益合計	5,103	4,652

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	2,372,200	—	—	2,372,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
普通株式	2,372,200	—	—	2,372,200

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権に関する事項
該当事項はありません。

4. 配当に関する事項
該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
現金及び預金勘定	528,247 千円	451,813 千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△4,800	△4,801
証券口座預け金	59,725	59,841
現金及び現金同等物	583,172	506,853

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については主に流動性の高い金融資産で運用し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに晒されております。また、投資有価証券は、その他有価証券に区分される株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。長期貸付金は、主に当社の資産管理会社に対する貸付金であり、貸付先の信用リスクに晒されております。営業債務である買掛金等は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。また、借入金及び社債は、主に運転資金や設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

営業債権である売掛金については、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、回収遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行っております。長期貸付金は、主に資産管理会社に対して実行しており、定期的に財務状況の把握を行っております。

② 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③ 流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

営業債務である買掛金等や借入金及び社債については、月次単位での支払予定を把握するとともに、手元流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度(2024年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	67,124	67,124	—
資産計	67,124	67,124	—
長期借入金(1年以内返済予定分を含む)	240,074	238,411	△1,662
社債(1年以内償還予定分を含む)	15,000	14,875	△124
負債計	255,074	253,286	△1,787

当連結会計年度(2025年12月31日)

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	77,588	77,588	—
長期貸付金	107,479	102,138	△ 5,340
資産計	185,068	179,727	△ 5,340
長期借入金(1年以内返済予定分を含む)	225,134	222,835	△ 2,298
1年内償還予定の社債	5,000	4,958	△ 41
負債計	230,134	227,794	△ 2,339

(注1)以下の金融商品については、現金であること及びすべて短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

資産 現金及び預金、売掛金、預け金

負債 買掛金、未払金

(注2)金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	528,247	—	—	—
売掛金	82,544	—	—	—
預け金	59,726	—	—	—
合計	670,516	—	—	—

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	451,813	—	—	—
売掛金	84,656	—	—	—
預け金	59,841	—	—	—
長期貸付金	895	4,689	101,894	—
合計	597,206	4,689	101,894	—

(注3) 長期借入金及び社債の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	14,940	14,940	14,940	14,940	14,940	165,374
社債	10,000	5,000	—	—	—	—
合計	24,940	19,940	14,940	14,940	14,940	165,374

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	14,940	14,940	14,940	14,940	14,940	150,434
社債	5,000	—	—	—	—	—
合計	19,940	14,940	14,940	14,940	14,940	150,434

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	32,444	—	—	32,444
社債	—	15,213	—	15,213
その他	—	19,466	—	19,466
資産計	32,444	34,679	—	67,124

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	35,944	—	—	35,944
社債	—	15,433	—	15,433
その他	—	26,211	—	26,211
資産計	35,944	41,644	—	77,588

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	238,411	—	238,411
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	14,875	—	14,875
負債計	—	253,286	—	253,286

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金 (1年以内回収予定分を含む)	—	102,138	—	102,138
資産計	—	102,138	—	102,138
長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	—	222,835	—	222,835
社債 (1年内償還予定分を含む)	—	4,958	—	4,958
負債計	—	227,794	—	227,794

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社が保有している社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

長期貸付金

長期貸付金は建設協力金及び資産管理会社への貸付金であります。建設協力金の時価は、回収予定額を契約期間に対する国債の利回り等適切な指標に基づく利率で割り引いた現在価値により算定しております。また、資産管理会社への貸付金の時価は、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。これらの時価は、いずれもレベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、元利金の合計額と、当該社債の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. その他有価証券

前連結会計年度(2024年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	31,021	15,568	15,453
	(2)債券	15,213	13,762	1,451
	(3)その他	19,466	11,737	7,729
	小計	65,701	41,068	24,633
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	1,423	1,620	△197
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,423	1,620	△197
合計		67,124	42,688	24,436

当連結会計年度(2025年12月31日)

	種類	連結貸借対照表 計上額(千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え るもの	(1)株式	34,893	15,225	19,667
	(2)債券	15,433	13,762	1,671
	(3)その他	26,211	14,651	11,559
	小計	76,537	43,638	32,899
連結貸借対照表計上 額が取得原価を超え ないもの	(1)株式	1,051	1,963	△912
	(2)債券	—	—	—
	(3)その他	—	—	—
	小計	1,051	1,963	△912
合計		77,588	45,601	31,987

2. 売却したその他有価証券

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

3. 減損処理を行った有価証券

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職金規定に基づく社内積立の退職一時金制度を設けております。

退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
退職給付に係る負債の期首残高	7,405 千円	8,455 千円
退職給付費用	1,860	1,878
退職給付の支払額	△810	△308
退職給付に係る負債の期末残高	8,455	10,025

(2) 退職給付債務の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
非積立型制度の退職給付債務	8,455 千円	10,025 千円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,455	10,025
退職給付に係る負債	8,455	10,025
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	8,455	10,025

(3) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用

前連結会計年度 1,860 千円 当連結会計年度 1,878 千円

(ストックオプション等関係)

該当事項はありません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	1,679 千円	1,687 千円
退職給付に係る負債	2,896	3,519
投資有価証券評価損	1,667	1,708
税務上の繰越欠損金	10,205	14,790
繰延税金資産小計	16,448	21,706
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△10,205	△12,366
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△1,667	△1,708
評価性引当額小計	△11,872	△14,075
繰延税金資産合計	4,575	7,631
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△7,394	△10,291
その他	△76	△112
繰延税金負債合計	△7,470	△10,403
繰延税金資産純額	△2,895	△2,772

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	10,205	10,205
評価性引当額	—	—	—	—	—	10,205	10,205
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	14,790	14,790
評価性引当額	—	—	—	—	—	12,366	12,366
繰延税金資産	—	—	—	—	—	2,424	2,424

税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前連結会計年度及び当連結会計年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)」が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.26%から35.11%に変更し計算しております。なお、変更後の法定実効税率を当連結会計年度末に適用した場合の影響は軽微であります。

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

当社では、福井県福井市において、賃貸不動産(土地)を有しております。

前連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は11,128千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

当連結会計年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は8,822千円(賃貸収益は売上高に、賃貸費用は販売費及び一般管理費に計上)であります。

また、当該賃貸等不動産の連結貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

		前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
連結貸借対照表計上額	期首残高	205,308	205,308
	期中増減額	—	—
	期末残高	205,308	205,308
期末時価		202,910	211,749

(注) 期末の時価は、主として近隣の公示価格を基に算定した金額であります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループはECサイト開発運営事業の単一セグメントであり、顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自2024年1月1日 至2024年12月31日)	当連結会計年度 (自2025年1月1日 至2025年12月31日)
EC運営事業部門	1,267,290	1,336,196
ECサイト開発事業部門	15,654	6,330
ブランド戦略事業部門	33,020	18,204
顧客との契約から生じる収益	1,315,966	1,360,731
その他の収益(注)	12,083	12,990
外部顧客への売上高	1,328,049	1,373,721

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」の範囲に含まれる不動産賃貸収入等であります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「(財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末におい

て存在する顧客との契約から当連結会計年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位:千円)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	103,093	82,543
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	82,543	84,656
契約負債(期首残高)	43,958	31,253
契約負債(期末残高)	31,253	32,710

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社では、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の簡便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

当社グループは EC サイト開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

当社グループは EC サイト開発運営事業を単一の報告セグメントとしているため記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)

1. サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の 10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)

1. サービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の 90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

- (1) 連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主(個人の場合に限る。)等
前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)
該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金 又は 出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 (被所有) 割合(%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員及びその 近親者が議決 権の過半数を 所有している 会社等	スリー・バイ・ス リー合同会社 (注1)	福井県 福井市	10	資産管理 会社	直接 50.9	役員の兼 任	資金の貸付 (注2)	100,000	貸付金	100,000
							利息の受取 (注2)	638	未収 入金	638

(注) 1. 当社代表取締役 大壁勝洋及びその近親者の資産管理会社であります。

2. 資金の貸付及び貸付に伴う受取利息は、市場金利及びリスク等を勘案して、協議の上決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
1 株当たり純資産額	338 円 21 銭	370 円 86 銭
1 株当たり当期純利益	36 円 40 銭	30 円 69 銭

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024 年 1 月 1 日 至 2024 年 12 月 31 日)	当連結会計年度 (自 2025 年 1 月 1 日 至 2025 年 12 月 31 日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	86,349	72,804
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社に帰属する当期純利益(千円)	86,349	72,804
普通株式の期中平均株式数(株)	2,372,200	2,372,200

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
提出会社	第1回無担保社債 (株式会社北陸銀行 保証付及び適格機 関投資家限定)	2021年6月30日	15,000 (10,000)	5,000 (5,000)	0.45	なし	2026年6月30日
合計	—	—	15,000 (10,000)	5,000 (5,000)	—	—	—

(注) 1. 「当期末残高」欄の()内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
5,000	—	—	—	—

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	14,940	14,940	0.87	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	225,134	210,194	0.86	2026年～2042年
合計	240,074	225,134	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金の連結決算日後5年以内における返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	14,940	14,940	14,940	14,940

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第7【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年12月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 6月30日 毎年 12月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番2号 株式会社SMBC信託銀行
取次所	—
買取手数料	無料
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行うこととしております。 公告掲載 URL https://ookabe-glass.co.jp/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026年3月31日

OOKABE GLASS株式会社

取締役会 御中

監査法人 コスモス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 杉江 明俊

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているOOKABE GLASS株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、OOKABE GLASS株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。